

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、次の各号に掲げる地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

(給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基づいたものでなければならない。

(給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 研究職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

3 理事長は、職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号又は第2号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 前2項の規定にかかわらず、再雇用職員の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は別に定める。

(昇給の基準)

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とする

ことを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給)

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。
- 3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条(第2項を除く。)の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等(地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)に規定する休日(第17条を除き、以下「休日」という。)及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難しい場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

- 2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族(次に掲げる親族で、職員と成形を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。)のある職員に対して支給する。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる孫等」という。)に係る扶養手当は、第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級であるものに対しては、支給しない。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹
- (3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前2号に該当する者を除く。）
- (4) 心身に著しい障害がある親族

第9条 扶養手当の月額、前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、扶養親族たる孫等については1人につき6,500円（第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が5級であるもの及び第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が6級であるものにあつては3,500円）とする。

2 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。
(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（再雇用短時間勤務職員にあつては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超え

るときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあつては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては500円をそれぞれその額に加算した額）

ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に応じ、別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第11条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 地方公務員又は一般職の国家公務員その他別に定める者から引き続き職員となったことに伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員その他理事長が定める職員のうち、第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対しては、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当について必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1)自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舍の貸与

を受けている職員その他別に定める職員を除く。)

(2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員で、配偶者が居住する住居のための住宅(公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額(その額が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第13条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、次に掲げる額の合計額の100分の10に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難しい場合の地域手当の月額については、別に定める。

(特殊勤務手当)

第14条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対しては、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類、対象となる職員及び額は、別に定める。

3 特殊勤務手当は、月1回支給するものとし、これにより難しい場合は、3月に1回又は随時支給するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、特殊勤務手当について必要な事項は、理事長が定める。
(給与の減額)

第15条 職員が、正規の勤務時間(勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)について勤務しないときは、勤務しない時間1時間につき、給与月額(給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下同じ。)を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

3 前2項の規定により難しい場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日等以外の日(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられてした前項第1号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第17条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の1.2倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日(日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあつては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日)
- (2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(夜間勤務手当)

第18条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の特例)

第19条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第16条から前条までの規定により難しい場合においては、第16条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額、給料月額に、給料月額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管

理職員特別勤務手当を支給する。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の法人の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合
 - (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第24条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、算定基礎額に、100分の125（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の105）以内の割合を乗じて得た額とする。
- 3 再雇用職員に関する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。
- 4 前2項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及

びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

- (1) 第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの
- (2) 第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第46条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条第1項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間(別に定める場合にあつては、別に定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 再雇用職員以外の職員 算定基礎額に100分の105(管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 算定基礎額に100分の50(管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき第22条第4項に規定する合計額とする。

4 第22条第5項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日(第25条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第26条 第4条、第8条、第9条及び第11条の規定は、再雇用職員には適用しない。

2 第16条から第18条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第27条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第28条 休職中の職員(別に定める職員を除く。)に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)については、この限りでない。

- (1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当
- (2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当
- (3) 職員が就業規則第14条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第29条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(控除金)

第30条 給与を支給する際、法令又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定により給与から控除することが認められているものは、その給与から控除することができる。

(口座振替による支払)

第31条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(理事長等の要請に応じ、京都市を退職し、引き続いて法人の役職員となった者の取扱い)

第32条 理事長又は京都市長の要請に応じ、引き続いて法人の役職員となるため京都市

を退職し、かつ、引き続いて法人の役職員となった者の給与の額は、前条までの規定にかかわらず、京都市職員との均衡を考慮し、当該退職をしなかったと仮定して、京都市職員給与条例その他京都市職員に適用される給与に関する規定により支給される額とし、その他給与に関する事項は、京都市職員の例によるものとする。

(補則)

第33条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

(住居手当に関する特例)

3 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間における第12条第1項各号に掲げる職員（同行各号に規定する住宅で本市の区域内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第1号に掲げる職員にあつては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあつては1,500円を、それぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月18日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「1

00分の50」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(「給料等の現給保障について」別表1に掲げる職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を

支給する。

6 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「新規程」という。）第13条第2項、第15条第1項、第20条第2項、第22条第4項、同条第5項（新規程第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第3の規定の適用については、新規程13条第2項中「給料月額」とあるのは「地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年3月 日決定）附則第3項から第5項までの規定による給料の額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額」と、新規程第15条第1項、第20条第2項、第22条第4項及び同条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」と、新規程第25条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、経過措置給料額及び当該経過措置給料額に第22条第42項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。
(住居手当に関する経過措置)

7 新規程第12条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項各号及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「17,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000円」とあるのは「9,000円」と、「11,000円」とあるのは「6,000円」とし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「14,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。

8 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間における新規程第12条第1項各号に掲げる職員（同項各号に規定する住宅で京都市内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の月額は、道場第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第1号に掲げる職員にあつては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあつては1,500円をそれぞれ加算した額とする。

9 新規程第12条第1項第1号に掲げる職員（以下「新第1号職員」という。）に該当しない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入し

た住宅で、自ら居住するものに限る。)を所有しているもの(別に定めるこれに準じるものを含む。)については、第1条の規定による改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所給与規程(以下「旧規程」という。)第12条(第1項第2号及び第2項第2号を除く。)の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。

- 10 新第1号職員に該当しない職員(前項の職員を除く。)については、旧規程第12条(第1項第2号及び第2項第2号を除く。)の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	旧規程第12条第2項第1号ア	10,500円	8,000円
	旧規程第12条第2項第1号イ	9,500円	7,500円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第12条第2項第1号ア	10,500円	5,500円
	旧規程第12条第2項第1号イ	9,500円	5,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第12条第2項第1号ア	10,500円	3,000円
	旧規程第12条第2項第1号イ	9,500円	2,500円

- 11 新第1号職員に該当する者の新規程第12条第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第12条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

- 12 新規程第12条第1項第2号に掲げる職員(以下「新第2号職員」という。)に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅(施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が居住するものに限る。)を所有しているもの(別に定めるこれに準じるものを

含む。)その他これらのものとの権衡上必要があると認められる職員については、旧規程第12条(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。

- 13 新第2号職員に該当しない職員(前項の職員を除く。)については、旧規程第12条(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	4,000円
平成29年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	3,700円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	2,700円
平成30年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	2,500円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	1,500円
平成31年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	1,200円

- 14 新第2号職員に該当する者の新規程第12条第2項第2号の規定による住居手当の月額が、その者が新第2号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項第2号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第12条第2項第2号の規定にかかわらず、当該額をその者

の同号の規定による住居手当の月額とする。

- 15 新第1号職員又は新第2号職員に該当する職員のうち、附則第9項、第10項、第12項又は第13項の規定（以下「住居手当経過措置規定」という。）による住居手当の支給を受けるものの住居手当の月額は、新規程第12条第2項及び住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項の規定にかかわらず、新規程第12条第2項の規定による住居手当の月額と住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項の規定による住居手当の月額との合計額とする。

（その他の経過措置）

- 16 一の職員が附則第9項及び第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第9条の3の規程により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者とが同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。
- 17 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 （平成28年12月16日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、「100分の100」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定に

よる給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則 (平成29年12月27日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成29年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の100」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成30年3月30日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(昇給の基準に関する暫定措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成33年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第4条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(扶養手当に関する暫定措置)

3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の規程第9条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円（職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円）」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については10,800円）
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,900円）
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,000円）

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則（平成30年12月13日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年12月27日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成30年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則 (令和元年12月13日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月26日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 令和元年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月25日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月27日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規定は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年12月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日(以下「令和5年切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の京都市産業技術研究所給与規程別表第1又は第2の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

(特定の号給の切替え)

- 3 前項の規定の適用を受ける職員の令和5年切替日における号給(以下「令和5年新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる号給とする。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 令和5年切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下この項において「令和5年旧号給」という。)の給料月額と同額の号給(令和5年旧号給の給料月額と同額の号給がない場合にあつては、令和5年旧号給の給料月額に直近の額の号給)
 - (2) 旧級が附則別表第2の旧級の欄に掲げられている職務の級であった職員

令和5年切替日の前日に令和5年旧号給から当該職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）させた場合において決定することとなる号給

（令和5年切替日前の異動者の号給の調整）

- 4 令和5年切替日前に職務の級を異にして異動した職員の令和5年新号給については、その者が令和5年切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（令和5年4月1日施行の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置）

- 5 令和5年切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する令和5年改正後の規程第13条第2項、第20条第2項、第22条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）、第27条中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。

（その他の経過措置）

- 7 この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規定は、決定日から施行する。（決定日令和5年12月11日）

（適用区分）

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の規程第22条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 3 令和5年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第22条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の

68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(勤勉手当の額の特例)

- 4 令和5年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 6 この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日（以下「令和6年切替日」という。）の前日において改正前の京都市産業技術研究所給与規程別表第1又は第2の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級が別表第1においては1級から2級、別表第2においては1級から3級までであったものの令和6年切替日における号給（以下「令和6年新号給」という。）は、令和6年切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「令和6年旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、令和6年旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、令和6年旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

(令和6年切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和6年切替日前に職務の級を異にして異動した職員の令和6年新号給については、その者が令和6年切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(令和6年4月1日施行の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置)

4 令和6年切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料を支給される職員に関する規程第13条第2項、第20条第2項、第22条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）、第27条中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

(その他の経過措置)

7 この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表第1

給料表	旧級	新級
研究職給料表	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級
一般職給料表	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級

附則別表第2

給料表	旧級
研究職給料表	4級
一般職給料表	5級

附 則（令和6年12月10日決定）

(施行期日)

1 この規定は、令和6年12月10日から施行する。ただし、第8条、第9条、第11条及び第26条の改正規定並びに附則第3項から第7項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日から、改正後の規程第22条

第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

(扶養手当に関する暫定措置)

3 改正後の規程第8条の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当は、扶養親族（次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）のある職員に対して支給する。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹

(3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前号に該当する者を除く。）

(4) 心身に著しい障害がある親族

4 前項の場合における扶養手当の月額は、改正後の規程第9条第1項の規定にかかわらず、扶養親族たる配偶者については3,000円とし、扶養親族たる子については1人につき11,500円（職員に配偶者がいない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については12,300円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については7,300円、職員が改正後の規程第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級が7級であるものにあつては3,000円（当該職員に配偶者がいないときにあつては、そのうち1人については3,800円）、職員が改正後の規程第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が5級であるもの又は改正後の規程第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が6級であるものにあつては5,000円（当該職員に配偶者がいないときにあつては、そのうち1人については5,800円））とする。

5 前2項の場合における改正後の規程第9条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第4項」と、同条第3項中「前条及び前2項」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた前項並びに附則第3項及び第4項」とする。

(再雇用短時間勤務職員の住居手当に関する特例)

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、改正後の規程第1条に規定する

再雇用短時間勤務職員のうち、規程（平成28年4月1日施行。以下「平成28年改正規程」という。）附則第9項又は第12項に規定する職員に対し、平成28年改正規程第1条の規定による改正前の規程（以下「平成28年改正前の規程」という。）第12条の規定の例により、住居手当を支給する。

- 7 一の再雇用短時間勤務職員が前項の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月（平成28年改正規程附則第9項又は第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成28年改正前の規程第12条の規定により住居手当の支給を受けた期間があるときは、当該期間を含む。）を限度とする。この場合においては、平成28年改正規程附則第16項後段の規定を準用する。

（期末手当の額の特例）

- 8 令和6年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第22条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

（勤勉手当の額の特例）

- 9 令和6年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

（給与の内払）

- 10 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置）

- 11 前9項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

別表第1 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	225,300	257,200	284,100	327,000	355,600
	2	227,000	258,400	286,200	329,400	358,400
	3	228,700	259,600	288,300	331,800	361,100
	4	230,300	260,800	290,400	334,200	363,900
	5	231,900	262,000	292,500	336,600	366,400
	6	233,500	263,200	294,600	339,000	369,200
	7	235,100	264,400	296,600	341,400	372,000
	8	236,600	265,600	298,600	343,800	374,700
	9	238,100	266,800	300,600	346,300	377,300
	10	239,600	268,000	302,600	348,800	380,000
	11	241,100	269,200	304,600	351,300	382,700
	12	242,600	270,400	306,600	353,700	385,500
	13	244,000	271,600	308,600	356,200	388,200
	14	245,400	272,800	310,500	358,700	390,900
	15	246,800	274,000	312,400	361,200	393,600
	16	248,200	275,200	314,300	363,700	396,300
	17	249,500	276,400	316,200	366,100	398,900
	18	250,800	277,600	318,100	368,500	401,500
	19	252,100	278,800	320,000	370,900	404,200
	20	253,400	280,000	321,900	373,300	406,900
21	254,700	281,200	323,800	375,700	409,600	

22	256,000	282,400	325,700	378,100	412,200
23	257,300	283,600	327,700	380,500	414,900
24	258,600	284,800	329,600	382,900	417,600
25	259,900	286,000	331,500	385,300	420,200
26	261,200	287,200	333,400	387,700	422,800
27	262,500	288,400	335,300	390,100	425,400
28	263,800	289,600	337,200	392,500	428,100
29	265,100	290,800	339,100	394,900	430,800
30	266,400	292,000	341,100	397,300	433,300
31	267,700	293,200	343,000	399,700	436,000
32	268,900	294,400	344,900	402,100	438,700
33	270,100	295,600	346,800	404,500	441,300
34	271,300	296,800	348,700	406,900	443,900
35	272,500	298,000	350,600	409,300	446,500
36	273,600	299,200	352,500	411,700	449,100
37	274,700	300,400	354,400	414,000	451,600
38	275,800	301,600	356,200	416,300	454,100
39	276,800	302,800	357,900	418,500	456,600
40	277,800	304,000	359,600	420,600	459,100
41	278,800	305,200	361,300	422,600	461,500
42	279,700	306,400	362,900	424,500	463,800
43	280,600	307,500	364,500	426,300	466,100
44	281,400	308,600	366,100	428,000	468,400
45	282,200	309,700	367,600	429,700	470,700
46	282,900	310,800	369,000	431,300	472,900
47	283,600	311,900	370,400	432,800	475,100

48	284,200	313,000	371,700	434,200	477,200
49	284,700	314,100	373,000	435,400	479,300
50	285,200	315,200	374,200	436,700	481,300
51	285,600	316,300	375,400	438,000	483,300
52	286,000	317,400	376,500	439,200	485,300
53	286,400	318,500	377,600	440,300	487,300
54	286,800	319,600	378,700	441,300	489,300
55	287,200	320,700	379,800	442,400	491,200
56	287,600	321,800	380,800	443,500	493,100
57	287,900	322,900	381,800	444,500	495,000
58	288,200	324,000	382,800	445,600	496,800
59	288,500	325,100	383,800	446,600	498,600
60	288,800	326,200	384,700	447,600	500,400
61	289,100	327,300	385,600	448,700	502,100
62	289,400	328,400	386,400	449,800	503,600
63	289,700	329,500	387,200	450,800	505,100
64	290,000	330,600	388,000	451,800	506,500
65	290,300	331,700	388,600	452,800	507,900
66	290,600	332,800	389,200	453,800	509,100
67	290,900	333,900	389,800	454,800	510,300
68	291,200	335,000	390,400	455,900	511,500
69	291,500	336,100	391,000	456,900	512,900
70	291,800	337,200	391,600	457,900	513,800
71	292,100	338,300	392,200	458,800	514,500
72	292,400	339,400	392,800	459,700	515,200
73	292,700	340,500	393,400	460,700	515,900

74	293,000	341,600	394,100	461,600	516,600
75	293,300	342,700	394,800	462,500	517,300
76	293,600	343,900	395,500	463,400	517,900
77	293,900	345,000	396,100	464,400	518,400
78	294,200	346,100	396,700	465,300	518,900
79	294,500	347,200	397,300	466,200	519,400
80	294,800	348,300	397,900	467,100	519,900
81	295,100	349,400	398,500	468,100	520,400
82	295,400	350,500	399,100	469,000	520,900
83	295,700	351,600	399,700	469,900	521,400
84	296,000	352,700	400,300	470,800	521,900
85	296,300	353,800	400,900	471,800	522,400
86	296,600	354,800	401,500	472,700	522,900
87	296,900	355,800	402,100	473,600	523,400
88	297,200	356,800	402,700	474,500	523,900
89	297,500	357,800	403,300	475,400	524,400
90	297,800	358,800	403,900	476,300	
91	298,100	359,800	404,500	477,200	
92	298,400	360,800	405,100	478,100	
93	298,700	361,800	405,700	479,000	
94		362,800	406,300		
95		363,800	406,900		
96		364,700	407,500		
97		365,600	408,100		
98		366,500	408,700		
99		367,300	409,300		

100	368,100	409,900
101	368,800	410,500
102	369,500	411,100
103	370,100	411,700
104	370,700	412,300
105	371,300	412,900
106	371,800	413,500
107	372,300	414,100
108	372,800	414,700
109	373,300	415,300
110	373,800	415,900
111	374,300	416,500
112	374,800	417,100
113	375,300	417,700
114	375,800	
115	376,300	
116	376,800	
117	377,300	
118	377,800	
119	378,300	
120	378,800	
121	379,300	
122	379,800	
123	380,300	
124	380,800	
125	381,200	

	126		381,600		
	127		382,000		
	128		382,400		
	129		382,800		
	130		383,200		
	131		383,600		
	132		384,000		
	133		384,400		
	134		384,800		
	135		385,200		
	136		385,500		
	137		385,800		
	再雇用職員		249,500	280,200	

備考 この表は、研究業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第2（第3条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,800	224,200	251,700	285,600	324,600	354,900	398,300
	2	170,900	224,800	253,600	287,500	327,200	357,700	401,100
	3	172,000	226,600	255,400	289,400	329,700	360,400	404,100
	4	173,100	228,400	257,300	291,400	332,300	363,200	407,100
	5	174,200	230,100	258,800	292,600	333,700	365,700	410,100
	6	175,300	230,700	260,800	294,400	336,300	368,500	413,000
	7	176,400	232,500	262,100	296,100	338,900	371,300	416,000
	8	177,500	234,300	263,500	297,500	341,500	374,100	418,900
	9	178,600	236,000	264,300	298,600	342,900	376,600	421,900
	10	179,900	237,800	266,000	300,800	345,500	379,400	424,800
	11	181,200	239,600	267,300	303,000	348,100	382,200	427,800
	12	182,500	241,400	268,300	304,500	350,600	384,900	430,800
	13	183,800	243,100	269,400	304,700	353,200	387,500	433,700
	14	185,200	243,300	270,800	307,000	355,800	390,400	436,700
	15	186,700	244,800	272,000	309,300	358,400	393,200	439,700
	16	188,200	246,300	273,500	310,600	360,900	396,100	442,600
	17	189,800	247,900	275,000	310,800	363,500	398,700	445,500
	18	192,800	249,000	276,800	313,100	366,100	401,700	448,500
	19	195,400	250,400	278,300	315,400	368,600	404,700	451,500
	20	198,000	251,700	279,800	317,700	371,200	407,700	454,500
21	200,200	252,700	280,000	319,900	373,800	409,400	457,400	

22	202,800	253,600	281,700	321,400	376,400	411,600	460,500
23	205,000	255,200	283,400	323,100	378,900	414,500	463,600
24	207,300	256,500	284,800	325,000	381,500	417,300	466,600
25	209,400	257,500	285,000	326,800	384,200	420,100	469,300
26	211,700	258,000	286,700	328,400	386,900	422,700	472,400
27	213,900	259,400	288,500	330,100	389,600	425,400	475,400
28	215,100	261,400	289,800	331,800	392,200	428,200	478,500
29	216,200	262,100	290,000	333,700	394,900	430,800	481,400
30	218,000	263,300	291,900	335,400	397,200	433,300	484,700
31	219,200	264,600	293,400	337,300	399,700	436,000	488,100
32	220,400	266,200	294,500	339,000	402,300	438,700	491,300
33	222,100	266,700	295,100	340,600	404,900	441,500	494,700
34	223,700	267,900	296,900	342,500	407,300	444,100	497,700
35	225,300	269,200	298,300	344,200	409,600	446,800	500,600
36	226,600	270,300	299,700	345,900	412,000	449,400	503,700
37	227,300	270,900	300,200	347,500	414,000	452,100	506,600
38	229,100	272,100	301,600	349,300	415,800	454,700	509,200
39	230,800	272,700	303,000	351,000	417,900	457,200	511,900
40	231,300	273,900	304,300	352,700	420,000	459,800	514,500
41	231,500	275,100	305,300	354,400	422,100	461,500	516,900
42	233,200	275,800	306,700	355,900	424,100	463,800	519,100
43	235,000	276,600	308,000	357,600	426,000	466,100	521,300
44	235,500	278,100	309,500	359,300	428,100	468,400	523,500
45	235,700	279,300	311,000	361,300	429,800	470,700	525,800
46	237,100	279,500	312,300	363,200	431,300	472,900	528,000

47	238,600	280,700	313,700	365,000	432,800	475,100	530,200
48	239,700	282,300	315,400	366,900	434,400	477,200	532,400
49	239,900	283,500	316,900	368,200	435,700	479,300	534,700
50	241,200	283,700	317,600	369,500	437,100	481,300	536,700
51	242,400	284,700	319,100	371,000	438,600	483,300	538,900
52	243,900	286,400	320,400	372,300	440,100	485,300	541,000
53	244,100	287,700	321,700	373,500	441,500	487,300	543,000
54	245,500	287,900	322,500	374,700	442,700	489,300	544,800
55	246,900	288,800	323,900	375,900	443,800	491,200	546,600
56	248,100	290,300	325,300	377,200	445,000	493,100	548,300
57	248,300	291,900	326,400	378,300	446,000	495,000	550,200
58	249,500	292,100	327,400	379,300	446,800	496,800	551,900
59	250,400	293,500	328,800	380,300	447,800	498,600	553,600
60	251,600	294,900	330,000	381,300	448,800	500,400	555,300
61	252,500	296,100	330,500	382,100	449,800	502,100	556,900
62	252,900	296,600	331,600	383,000	450,700	503,600	558,600
63	254,100	297,800	332,300	383,900	451,700	505,100	560,200
64	255,400	299,000	333,300	384,500	452,700	506,500	561,900
65	256,700	300,200	334,300	384,900	453,500	507,900	563,500
66	256,900	300,800	335,200	385,500	454,500	509,100	564,600
67	258,100	302,000	336,200	386,100	455,500	510,300	565,800
68	259,600	303,100	337,000	386,700	456,400	511,500	567,000
69	260,900	304,300	338,200	387,300	457,200	512,700	568,000
70	261,100	305,000	339,200	387,900	457,800	513,500	569,200
71	262,500	306,100	340,300	388,500	458,700	514,200	570,400

72	263,900	307,300	341,400	389,100	459,600	514,900	571,600
73	265,100	308,400	342,100	389,700	460,500	515,600	572,500
74	265,600	309,400	343,000	390,300	461,200	516,300	573,700
75	266,900	310,400	344,100	390,900	461,900	517,000	574,900
76	268,200	311,400	345,100	391,500	462,600	517,600	576,100
77	269,300	312,300	346,000	392,100	463,400	518,200	577,000
78	270,100	312,900	346,800	392,700	464,100	518,600	578,100
79	271,200	313,700	347,800	393,300	464,800	519,000	579,300
80	272,300	314,600	348,800	393,900	465,500	519,400	580,500
81	273,400	315,500	349,700	394,500	466,300	519,700	581,500
82	274,400	316,400	350,400	395,100	467,000	520,100	
83	275,400	317,300	351,300	395,700	467,700	520,500	
84	276,400	318,100	352,300	396,300	468,400	520,900	
85	277,400	318,700	353,300	396,900	469,200	521,200	
86	278,200	319,500	354,300	397,500	469,900	521,600	
87	279,000	320,200	354,900	398,100	470,600	522,000	
88	279,500	320,900	355,900	398,800	471,300	522,400	
89	279,700	321,700	356,700	399,300	472,100	522,700	
90	280,200	322,500	357,500	399,900	472,800		
91	280,700	323,200	358,400	400,500	473,500		
92	281,200	323,900	358,900	401,200	474,200		
93	281,500	324,700	360,000	401,700	474,900		
94		325,300	360,800	402,300	475,500		
95		326,000	361,800	402,900	476,200		
96		326,700	362,800	403,600	476,900		

97	327,500	363,300	404,100	477,700
98	328,100	364,000	404,700	
99	328,800	364,900	405,300	
100	329,500	365,900	406,000	
101	330,300	366,600	406,500	
102	331,000	367,100	407,100	
103	331,700	367,900	407,700	
104	332,400	368,800	408,400	
105	333,000	369,600	408,900	
106	333,700	370,000	409,500	
107	334,400	370,900	410,100	
108	335,100	371,700	410,800	
109	335,500	372,500	411,300	
110	336,200	373,200	412,000	
111	336,900	373,600	412,700	
112	337,600	374,200	413,200	
113	338,000	374,900	413,700	
114	338,500	375,600	414,300	
115	339,000	376,200	415,000	
116	339,500	376,600	415,700	
117	339,800	377,000	416,100	
118	340,300	377,500		
119	340,800	377,900		
120	341,300	378,300		
121	341,600	378,500		

122	342,100	378,800		
123	342,600	379,300		
124	343,100	379,800		
125	343,400	380,000		
126	343,900	380,200		
127	344,400	380,600		
128	344,900	381,100		
129	345,200	381,400		
130	345,700	381,600		
131	346,200	382,000		
132	346,700	382,500		
133	347,000	382,800		
134	347,400	383,200		
135	347,700	383,400		
136	348,000	383,900		
137	348,300	384,200		
138	348,600	384,600		
139	348,900	385,100		
140	349,200	385,300		
141	349,500	385,500		
142	349,800			
143	350,100			
144	350,400			
145	350,600			
146	350,900			

	147		351,200					
	148		351,500					
	149		351,700					
再 雇 用 職 員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		194,000	218,100	257,600	279,100	366,100	400,000	451,500

備考 この表は、研究職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。